曜

每週月.水.金曜日発行

뭉 外(4)

目

次

議会規則

○富山県議会事務局組織規則の一部改正

1

議会告示

○富山県政務活動費の交付に関する規程の一部改正

2

議会訓令

○富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

3

議会公告

○富山県政務活動費の交付に関する収支報告書等の閲覧に関する要綱の一 部改正

4

富山県議会事務局組織規則(平成11年富山県議会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

令和6年3月29日

富山県議会議長 山 徹 本

富山県議会規則第2号

富山県議会事務局組織規則の一部改正について

富山県議会事務局組織規則(平成11年富山県議会規則第1号)の一部を次のよ うに改正する。

第7条第3項の表係長の項中「指揮監督する」の次に「(特命事項を担当する係 長にあっては、特命事項をつかさどる。)」を加え、同表理事、参事、主幹、副主 幹及び主査の項中「、副主幹及び主査」を「及び副主幹」に改める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(議・総務課)

富山県議会告示第4号

富山県政務活動費の交付に関する規程の一部改正について

富山県政務活動費の交付に関する規程(平成13年富山県議会告示第1号)の一部 を次のように改正する。

令和6年3月29日

富山県議会議長 山 本 徹

第8条第5項中「閲覧申込書」を「閲覧票」に改める。

様式第8号中「閲覧申込書」を「閲覧票」に改め、

「富山県議会議長

殿

氏 名
(法人その他の団体に) あっては、その名称 及び代表者の氏名

住 所 (法人その他の団体に) あっては、主たる事 務所の所在地

収支報告書を閲覧したいので、富山県政務活動費の交付に関する規程第8条第 5項の規定により申し込みます。

を削る。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(議・総務課)

3

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県議会議長 山 本 徹

富山県議会訓令第1号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局文書管理規程(平成11年富山県議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項本文中「あっては受領した文書」の次に「(以下この条において単に「受領等文書」という。)」を、「収受登録」の次に「(第27条第2項及び第3項に規定する番号(次項及び第3項において「番号」という。)の設定を含む。次項において同じ。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項の収受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領等文書の余白に、一般文書にあっては収受印(様式第2号の1。次項及び第4項において同じ。)(請願書及び陳情書にあっては受理印(様式第2号の2。次項及び第4項において同じ。))を押し、番号を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、当該受領等文書について文書管理システムにより収受登録を行うものとする。
- 3 前2項の場合において、課の文書責任者は、受領等文書で施行を要しないもの については、番号の設定又は記入を省略することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、課の文書責任者は、受領等文書で次に掲げるもの については、当該文書の余白に収受印を押す方法により収受することができる。
 - (1) 照会等に対する回答等に係る文書
 - (2) 請願書及び陳情書
 - (3) 課に到達した請求書、業務完了届その他これらに類する文書
 - (4) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

第12条に次の2項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、受領等文書のうち請求書について、経営管理部長が別に定める方法により財務会計システム(電子計算機を利用して収入、支出、 決算その他県予算の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。)に登録した場合は、第1項の規定による収受登録が行われたものとみなす。
- 6 課の文書責任者は、受領等文書のうち重要かつ異例の文書で緊急に処理を要す るものについては、事務局長の閲覧に供し、及び指示を受けなければならない。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(議・総務課)

公告

富山県政務活動費の交付に関する収支報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正

富山県政務活動費の交付に関する収支報告書等の閲覧に関する要綱(平成13年3 月26日公告)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

富山県議会議長 山 本 徹

第2条中の「閲覧申込書」を「閲覧票」に改める。

附則

この公告は、令和6年4月1日から施行する。

(議・総務課)

令和6年3月29日印刷発行

発 行 富 山

ļ

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番